

(第十五部)

第五回 参議院労働委員会會議錄第十七号

昭和二十四年五月十九日(木曜日)

午前十時四十五分

本日の會議に付した事件

○労働組合法案(内閣提出、衆議院送付)
○労働関係調整法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員(山田勝男君) これより労働委員会を開会いたします。昨日に引続きまして、第一章の第一條の質疑はまだ残つてゐるやうに伺いますので、第一章の一條について御質問願います。

○中野重治君 昨日の残つた部分について簡単に尋ねたいと思ひます。それは昨日よりやかましく問題になつた点ですが、暴力規定が新らしく入るについて、次の点を答えて欲しいと思ひます。それは單に暴力規定のみならず、第一項の文句についても同様ですが、今まで政府は憲法その他で保障されてゐるところの團結権、争議權等は、これは何くまでも尊重する、尊重する建前において法の條文ではこれに言葉としてはタッチしない、こういうことを言つておられますが、現行法を改正案のように変更することによつて、あの三つの權利が具体的に保障されるというふうにはどうも理解されないのです。併しこれはそういうふうなつもりだと言われればそれまでとしてもよろしい。併し暴力に関する規定をああいうふうに変更することによつて、三權が一層具体的に保障されると思ふなのです。この点はどうか。そういう意味をもう少し詳しく申しますと、暴力規定をああいうふうに変更することによつて、暴力が禁止されるといふ面は非常にエンフアサイズされて賣いて来る。そのことが三權の具体的保障を一層促進するといふふうにはどうも思ふない。その約合上の關係はどういうふうには理解したらよからうか。こういう意見です。

○政府委員(實業才二郎君) 前段の御質問につきましては昨日も申し上げましたように、政府といたしましては憲法二十八條がこの第一條の全面的な基礎になつてゐるわけでありまして、それでこの二十八條で保障されておられます團結権、団体交渉権並びに団体行動権につきまして所要の具体的な事項を、特に労働組合運動につきましての必要な事項をここに特に明確化したのであります。その明確化の状況と二十八條とは必ずしも幾何学的に一致した形体にならないかも知れませんが、若し一致しない部分がありまして、それは二十八條が直接これを保障いたしますので、我々もいたしましては團結権、団体交渉権及び団体行動権に關しましては、労働組合法二十八條によつて全面的に保障されてゐるというところを申し上げたのであります。これと暴力の行使という問題に關しましての御懸念に關しましては、特に労働大臣も非常に重要視されて、大臣からも御答弁も申し上げましたように、我々労働省当局におきましてもさうなことの無いように、これは念のため、即ち労働者が従来のように誤解に基きまして無用の刑罰を受けるといふことがあつては、折角保障

されておられます団体行動権或いは団体交渉権といふものから無用の被害を受けるやうなことがあつてはならないといふので、念のために規定いたしましたのであります。その趣旨が間違つた又結果を來すやうなことがあつてはなりませんので、この点については十分注意をいたすのみならず、具体的にさうなことの無いように措置を講じて行きたい、例えて申しますと、これが若し通過いたしますならば、五月の三十日、六月の一日は東京におきまして、六月二日、三日は京都におきまして、七日、八日は高松、それから十一日は別府、二十二、二十三日は山形におきまして司令部のウォーレン氏が特別に出席いたしまして、私とそれから末弘中野委員長それから高橋検務局長、これらが揃つて各地に出掛けまして、そして地方の労働委員会の委員、それから地方の知事、検事正等に集合願ひまして、この法の趣旨の過ちなき運営を期するやうに、直ちに努力をいたすといふことを予定はいたしておるのでございまして、御了承を願ひたいと思ひます。向檢察官の關係につきましては社會労働課長から御答弁申し上げます。

○説明員(山田勝男君) この檢察の面につきましては、昨日も高橋検務局長が、運用の面について遺憾のないやうにやつて行くといふことは、從來の方針でありますと同時に、今後この但書が付くことによつて、或いは懸念されるやうなことの無いやうに特に注意をして参る、その一例といたしまして本月の末に、全國から招集いたしました労働関係委員会においても、特に檢察局長から特にその点について嚴重に指示するといふことを昨日明言いたしておられますので、遺憾のないやうな全を期したいと思つております。

○中野重治君 今お答えになつた点、特に該地方を巡つて組織的に、運営に誤りなきやうな具體策を講じられるといふことは、この法案が通つたならばということですが、通らなくてもということですか。

○政府委員(實業才二郎君) 幸にいたしまして、この法案が御審議によりまして國會を通過いたしましたならばと申すのであります。これは司令部ともよく打合して置きます。

○中野重治君 恐らく労働行政當局は今後とも、例えこれが通らなくとも、さういふことについての正しい意見が徹底するやうには努力なさるだらうと思ひます。それで、それについて通らないうちに是非聞いて置いて頂きたい。それは、今までも段々話がありましたが、我々も労働組合と企業家の代表のうちに、さういふことを言われておられる人がありました。さういふ規定を入れないと、労働組合の方では労働争議である以上、何をやつても構わないのだという觀念がなかつたやうなところがある。現にどこそこさういふことがあつた、あそこでは重役のところへ来て坐り込んでどうだつたとかいふやうな例を出されておられます。私は今名前を申し上げませんが、参

(三三〇)

議院の公聴会に資本家側の代表として出て來られた人と直接話をしました。が、現にこの委員会でもみずから経営者であり、資本家である人がこの改正案に反対しておりますが、そういう人でない人の中には連合してどこそこではこういうことがあつた。例えば煙草益がなかつたからどうしたとかというようなことをペンフレットに作つて廻しておる。併しそういう細かい問題は公聴会ではさすがに氣恥しいと見えて發表しない。こういうことをみずから言つております。それで公聴会で問題になつたように、労働組合の方ではこういう即ち暴力を取締るということは一應筋が通るけれども、会社側、使用者側の方が暴力團を使つたりいろ／＼なことをやる、こういうことは問題にしないで、たま／＼労働組合側の人間が、行過ぎかも知れないが、何かがあつたとかというようなことを問題にするのは怪しからんじやないかという意見があつたのに対しては、労働組合側ではそういう不当な暴力を使用者側から差向けられた場合にはこれと隣えばよい、そこに正当防衛の権利が明かに行使できる、又その他のことがあればそれを法に訴えればよいじやないか、こういうことを一方では言つておるわけです。それだから暴力規定をこういうふうに入れることは労働組合の権利を侵害する意味ではない、こう弁解しておるわけですが、ところがそれならば資本家側に被害があつた場合に、何故本人達はこれを法に訴えないのか、何故正当防衛の手段を講じないのか、私はその点を比べて見ると、労働組合側は明かに憲法に保障された人権を守るために、みずから闘おうとする用意

があることを表明しておる。資本家側はみづからそれを守ろうとする意思がないといふことを表明しておる。而もそうやつてもなか／＼うまく行かん場合がありますから、そういう場合には労働者の方では止むを得なくて、或いは職場離脱というような立場をとることもあり、ハンガー・ストライキにまで訴える。併し資本家側は盛んに政府を突つついたかどうかは知らないが、同じような方式でこういう暴力規定を入れることに皆賛成しております。衆議院でも、参議院でも、資本家側の代表は……。その人達が自己の基本人権を守るためにハンガー・ストライキに訴えたといふような例を一つも聞いたことがない。私はハンガー・ストライキに訴えないといふのではないが、この問題を二つの流れ方から見ると、資本家側は、特に悪資本家側は決して自己の人権を守ろうとの積極的行動に出ていない。そういう人々がこの暴力規定をこに入れようとしておるわけです。そうすればこれは暴力が現われるために誰かが被害を蒙むといふものではなくて、暴力を可能性として恐れておるところから、その恐怖心から問題を法的に規制しようといふ途へ出て來ておると、こう考えます。併しもうそれはユスチニアヌス法典以來神経質な人が、普通の人ならば恐れないことに恐れて、そして表明した場合には、これは現状から見ても條件を備えないもの、こういうふうになつております。ですから我々はこれが資本家側の何か、やましい点から來る畏怖心から來る要求ではないか。これを政府ではどうお考へになるか。(「簡單々々」と呼ぶ者あり) 第一の可能性の問題と恐

怖心の問題と……今他の委員から簡單簡單という言葉がありました、私はこういう問題に非常に十分の関心を持たない人が簡單と叫ぶことを厭えてすることをお好まない。(議論と質問と)「分らない」と呼ぶ者あり)分らない人に説明の勞を惜しむものではない。(分り過ぎてゐる」と呼ぶ者あり)どうぞ。

○政府委員(實來才二郎君) 御質問の要點は二つに考へます。前の方の御質問は、將來も可能性があると思う。その際にかような規定を置きますと、この可能性が現実化しやしないかという御質問と思います。我々は現に漸減しておりますから、將來さやうなことは組合の自主性によりましてしないだろうと思ひますが、併し團體交渉というものは水物でありますから、それから非常にむづかしい問題も起つて來ますので、或いはあり得るかと思ひます。併しこの法を規定したもので出て來ると思ひません。さやうなものがある、し、これは予め予防しなければならぬ、注意しなければならぬ。かような意味で入れたのであります。第二点の御質問は、使用者側が正当な行動をとらなかつたから、さやうなことになつたのではないか。従つてそれらの人がこの法律に頼つてやろうとする態度をとつておるのじやないか。これによつてこれを規定したのではないかと、もう御質問であります、が、我々といふにしても、使用者側が從來正當に行ふべき權利を用ひずして、法によつてバック・アップしようといふことは遺憾に思つております。況んやさやうな考え方からいたしました、今度のことを規定いたしましたのはさやうな使

用者側の気持ちに対して、これをバックアップしようという気持は絶対に持っていないのであります。ただ繰返して申し上げますに、労働者側が無益の被害を蒙ることのないように注意いたしますために、ここに入れたのでございます。

○委員長(山田錦男君) 他に御発言ございませぬか。別に御発言ないようでありますので、次に第二條を議題に供します。

○村尾重雄君 質問いたす前に衆議院で、これは單に字句上の修正だと思ひますから、字句と字句の語呂の關係で修正があつたと思ひますが、簡単に説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(實業才二郎君) 第二條但し書の一号で「組合としての忠誠と責任」という、この「忠誠」という言葉が適當でないというので、これを「誠意」という言葉に修正なさつております。

○村尾重雄君 まだある。

○政府委員(實業才二郎君) それから「役員、雇入、解雇」の点を打つてありますから、「一」を削除しております。

○村尾重雄君 それ以外に意味がないわけですね。

○政府委員(實業才二郎君) ありません。

○村尾重雄君 この第二條のことについて質問いたす前に、この間の私の質問に速記がありませんでしたので、一番最後の一点について再質問をしたいと思ひます。御承知の専従者の問題でありますから、この法によりますと、全般的に大部分の専従者というものが切替えをしなければならぬことになるの

であります。そのためにその専従者を連合会なり、即ち外部の人と切替える。ことに於いて、賃金値上闘争であるとか、又基本的な労働條件の改善という仕事はそれらの外部の常任に切替えて、その任務を遂行いたされますが、従来その専従者の大部分の仕事であつた工場内部における、例えば能率の問題及び工場の復興の問題、及びその所屬する産業の再建ということについて非常に大きな影響を與えると思ひます。従つてその場合に外部と切替えることについて、やはり従来専従者を廣くとした場合には、連合体なり、労働組合が強化された單一労働組合であるならば、それらの従来専従者をそのまま会社側に引續いて置くことはできませんが、併しそれにおいても給料の問題は別として、將來の身分の保障の点については非常に不安定になることは、今日の組合の財政状態においても明白であります。この点で例へば一年なり二年後に組合から常任の地位を解除された、解任された場合において、再び会社側に戻り得る機会を付けるとか、その他いろいろの方法を持たないでは、現在の専従者というものは組合に切替へることは非常に至難だと思ひます。その場合経営者側と組合との間に給與の面を外して、例へば一年後に会社に復帰する場合においては、それと同じように、昇給の率においても同じように、又年限の引継ぎとか、いろいろのことについて組合内部と会社側との合議で労働協約等によつて、いろいろ折衝して決めるとか、こういうような行き方は、給與の面を外した場合においては、私は妥當であるとか、妥當でないかということをもう一

側は明かに憲法に保障された人権を守るために、みずから闘おうとする用意
どうお考えになるか。(「簡単々」と
呼ぶ者あり) 第一の可能性の問題と恐
な考えからいたしまして、今度のこ
とを規定いたしましたのはさような使
的に大部分の専従者というものが切替
えをしなければならぬことになるの
か、妥当でないかということをもう一

遍お尋ねしたいのですが、如何であり
ますか。

○政府委員(實業才二郎君) 労働組合
の専従者の経費を持たなくなりまし
たために、会社或いは工場の実情に通
じた人達が、段々専従者から減つて参
りました結果、労資の關係がスムーズ
に行くべきものが行かなくなるとい
うようなことがあつてはならないとい
う御意見は我々も同様に考えます。従
いまして、只今御質問のように一旦専
従者として出しまして、半年乃至一年
後に帰つて來ましたとして、これに對
して不利益な取扱ひをしないように
労働協約において、明確に規定をいた
すことは、何ら費用援助にならないと
いうことを申し上げます。

○村尾重雄君 先だつての一般質問で
の議論の結果として明かになつたこ
とは政府におかれても、使用者から信
任を受けている専従者が一人とか二人
組合に入つてゐるから、組合が自主性
がないとか、その組合が御用組合であ
るという断定にならないという御意見
があつたように思ひます。これは當然
のことだと思ひます。私は従つてこの
専従者をこの際切替へられることとは
組合に取つて財政的に非常に負担に
なることは事實なんです。その組合が
今後の活動において財政上弱体化さ
されなければならぬ危険性も多々ある
のであります。その点で衆議院におい
てもさうでありまして、先日からも議
論のあつたように、専従者の問題に
ついて或る期間、猶予期間を置くこと
についての御意見はどうか。又労働
協約によつて締結されている面にお
いては、専従者の面においては、現在の
労働協約に締結されている面において

は、それが締結が終わるときまで猶予を
保つたらどうかという、こういう妥當
な意見が度々出てゐると思ひますが、
これについて労働大臣の御意見を伺
いたいです。

○國務大臣(鈴木正文君) 根本的の考
え方としては、しばしば申し上げまし
たように、組合自体の経費は組合自体が
支弁して行くという考え方が正しい
し、又それは過渡的狀態をも考慮し
て、いつの段階かという段階の認識に
至りましては、いろいろ見方があつた
と思ひますが、私共政府当局の見方
は、今は根本原則を實現すべき段階に
達しておるといふ見方の下に、法的に
も或いは又この問題にも臨んでおる
のであります。又只今御指摘になりま
したような猶予期間という問題、原則
といたしましては、実状から考えまし
て、その考え方自体には私共も決して
反対ではないのでございまして、それ
も、その猶予期間の幅その他につきま
しては、いろいろ考え方の相違があつ
たと存じます。私共といたしましては
この点につきましては、一應猶予期間
というものを實際には置いて、この問
題は実施して参つたのでございませ
うが、尙この猶予期間をそれよりも幅
を置くか置かないかという点に至りま
しては、皆さんと考え方がやや違つて
おるといふ結果になつたと存じます。猶
予期間の考え方自体には私共も賛成で
あります。一應その期間を置いて、結
果になつておりますが、その他の詳
細につきましては、政府委員から御説
明いたさせます。

○村尾重雄君 繰返すようですけれど
も、この問題、しばしば審議で明らか
になつてゐることは、勿論政府のこ
の法案の狙うところであらうと思ひま
すが、この専従者の問題について、組
合が財政的に非常な負担になつて組合
が弱体化するということは、これは事
實なんです。その点で経費者が
らいつける組合の経費の援助を画一的
に禁止するといふことは法の主眼的
な、又民主的な自主的な労働組合の維
持育成の道から外れるといふ危険は多
分にあると思ひます。従つて私はこの法
規を以てさういふことを規定することは
非常な誤りだと思ひますが、これは見
解の相違だと思ひますが、私の意見と
申上げて置きます。次に、第一項につ
いてお尋ねしたいのですが、「機密の事
項に接し」といふ、「接し」といふ言葉
の範圍で、例へば試験の御説明の
ときに、タイピストがどうだとか、電
話交換手がどうだとかいふお話があ
りました。この「接し」といふ範圍を
一つ政府の方で御説明願ひたいと思
ひます。

○政府委員(松崎芳雄君) 只今の「機
密の事項に接し」といふ字句につきま
しては、これは過日労働省から發表し
ました試験の中にも入れて置きました
文句でありまして、大体工場支配人
でありますとか、人事課長、會計課
長、労働課長といふような人達、更に
人事課とか、労働課の職員の中に在
つて、労働關係に関する機密事項に接
する地位にあるといふような人達を
は指しているものであります。

○村尾重雄君 では度々問題になつて
いるこの機密事項に接してゐる労働者
の立場にある電話交換手、タイピス
ト、守衛、運転手といったようなもの
は一体どの事項に關係して來ますか。

○政府委員(松崎芳雄君) 守衛と言いま
しても一概にアメリカにおけるよう
な、会社の中での警備官というよう
な立場の守衛というものは、日本には
似てゐる種類が少いと思ひます。こ
れは二月二日の大官通譯により
まして、特に「会社警備の任に當る守
衛」といふ形容詞を付けております
が、守衛といふ文句にこだわらずに、
カンパニーにおけるポリスマンとい
うような意味における守衛といふもの
を含む、それはこの法案の中において
も、「その他の使用者の利益を代表す
る者」といふ中に入ると解釈してお
ります。タイピスト、運転手という
な面につきましては、これは大体に
いて組合員の側に入るべきものである
といふふうに解釈しております。

○村尾重雄君 只今の御意見私はその
ままで、私もさう解釈しておるです
から、私は結構であると思ひます。た
だ、私は労働課長とか、支配人とか、
会社の事務課長とか、支配人とか、
又はそれに附随しておる少数の技術者
だとか、さういふ人に対しての只今の
御意見がありました。私は尙進んで
機密事項に接しておるものの中にも、
特に只今おつしやつた、御指摘にな
つたような使用者の利益を代表すると
認められてゐる人でも、組合員、例へ
ば加入してゐるから、しないからとい
つて、その組合その自体がこれらの例
えで御用組合であるとか、或いは組合
の方から除外すると指摘されたこと
にならぬと思ひます。例へば一人使
用者側の或る程度の機密事項に接した
ものが入つたからといつて、入らない
からといつて、組合それ自体の御用組
合であるとか、これは労働組合の資格
を備えていないといふことには、さう
私は一人、二人のことは關係ないと思
ひます。私共はさういふ立場からやは
り使用者で、賃金の面においても使用
者で、はつきり使われておるものだ
といふことが明確である場合におい
ては、やはりこれらの人も一般労働者
と同じ立場において、やはりその地位
としては保護されるべきだと思ひま
す。もう少し見解を述べねえ。爾來
労働委員会で度々問題になつた焦點
のこれは争ひなんで、今度は労働委
員会でそれが決定を委ねるのでなく
して、法によつて、政府のこの法の
規定によつて、相対明確に労働なら
労働課長、並びに秘書なら秘書課長
とか、やはり明確にその範圍を指示
して置きたいと思ひます。それだ
と思ひますけれども……

○政府委員(實業才二郎君) 御尤もな
御質問でありまして、会社側の人間
が黒で、組合員が白と、はつきり白
黒が分れてゐるわけじゃないのであ
ります。課長は部下を使ひますが、
又部長に對しましては使われる。資
本家の資でなしに使用者の使の字を
書きますと、労働といふものは非常
に段階があるわけでありまして、従
いましてどこで切るかといふことは非
常に重要な問題であります。同時に
例へて申しますと、小学校の校長先
生は、これは管理、監督の任にある
からといふので、これを非組合員と
するといふことを決めて見ますと、併
しながら校長先生には校長先生とし
ての、自己の地位の向上といふ立
前から、當然團結というものが認め
らるべきでありまして、学校の先生
に對しては使用者でありまして、
又知事或いは視學等に對しまして
は被監督の立場にあるのであります。

○政府委員(松崎芳雄君) 守衛と言いま
しても一概にアメリカにおけるよう
な、会社の中での警備官というよう
な立場の守衛というものは、日本には
似てゐる種類が少いと思ひます。こ
れは二月二日の大官通譯により
まして、特に「会社警備の任に當る守
衛」といふ形容詞を付けております
が、守衛といふ文句にこだわらずに、
カンパニーにおけるポリスマンとい
うような意味における守衛といふもの
を含む、それはこの法案の中において
も、「その他の使用者の利益を代表す
る者」といふ中に入ると解釈してお
ります。タイピスト、運転手という
な面につきましては、これは大体に
いて組合員の側に入るべきものである
といふふうに解釈しております。

それらの人が傾がつて組合を作ることは、現行法におきましても、又この法案におきましても禁止はされていないのであります。ただ問題は御承知のように、これは明確化するのが最もよいのであります。到底條文では明確に書くことが困難であります。これを議長とか或いは部長とかという職階の名前で切りますと、これははつきりいたしますけれども、この趣旨から申しますと、職階で切るべきでなく職能でこの範圍を決定すべきであるという考え方でかような表現をいたしたのであります。つきましては、規模の大小でありますとか、或いは業態によりまして非常に違つて来る。例えば銀行におきましますと、それから工場におきましますと、又大きな工場の議長と小さい工場の議長、これらいろいろ違つて参るのであります。従いましてこれらの條件が組合としての資格を認められるかどうかという基本になるわけでありまします。それらの立証をいたしなすのは労働委員会でありまします。従いまして我々もいたしましては、中央労働委員会におきまして業種別、或いは規模の大小別によつて、これらのものはどういふふうに具体的に切るべきであるという大体的基準を労働委員会が協議決定をせられるように期待をいたしておる次第であります。

○田村文吉君 今の問題に関連して伺いたいのではあります。今賀来さんは、これは余り職階的につつきりと決めることはできない。無論私はそれが正しいと考えるのですが、前の政府委員の御説明に、例を上げて御質問があったのに對して、例えば議長等は問題ないし、タイピストや何ぞは無輸入

ないのが普通だ、守衛も今のアメリカ式のゲットキーパーであるならば入るけれども、そうでない場合は入らないというふうなことを例を引いて御説明になりましたが、こういうふうなことは今後誤解を招く虞れが多分にあると思う。いわゆるこの法の、按ずるといふ言葉をよく玩味して労働委員会が決定して貰う。こういうことを局長さんの御説明で私ははつきりしておると思えるのであります。繰返して其だ済みません。

○政府委員(賀来才二郎君) 実は私申しましたことで、職能でこの範圍を切つて参るといふのが基本の方針になつておりますが、この一号をはつきりして参りますと、やはり實際的には階級で切られるようになると考えるのであります。ただ階級で切りますと、実例を申しますと、最近の或る一万八千の工場の実例であります。最近まで勤務課の主任でもなし、係長でもなしでありまして、会社の労働協約の草案を起草しておつた男が、今度は組合の委員長になりました。それでこの間まで委員長をやつておりましたものが、今度はその労働協約の草案者になりました。そうして最近それが草案に基いて団体交渉をやつておるのであります。其ほかおかしいのであります。どつちが使用者か労働者か分らないような例もあります。従いまして我々もいたしましては、非組合員、組合員という線の切り方は、やはり使用者の利益をオソリテイを以てエンフォースする立場にある人間であるというふうな一本を通して、いふのがこの書き方でありまします。併しながら御指摘のように、さやうなことを一々やつて参りますと誤解を起します。これは原則としては中央労働委員会に具体的な決定をいたすことを期待いたしております。尙中労働委員会もこの点につきましては打合せをいたしておる次第であります。

○田村文吉君 それから専従者の問題であります。専従者といふものは必ずしも置かなければならないものではないと私は考えます。或いは労働者としては大抵どのくらいに工場にはあつて然るべしとお考えになるか、そういうことについて全然お考えになつていないで、その会社、工場における適当な工場の考へに任せるというお考えか、何らかお持ちになつておりますか。

○政府委員(賀来才二郎君) 我々もいたしましては、これは組合員から自治的に決定をすることを期待いたしておりました。何人かを適当とするということは申さないことにいたしております。ただ併しながら公共企業体労働関係法におきましては、千人について何人というふうな政令で定めるといふことになつております。これは労働組合及び使用者と最近打合せまして、千人につき一人ぐらいの割合で決めたのでございまして。ただ我々もいたしましては、組合がしつかりして来ますと、從來のような専従者はなくて済むようになりまします。過渡的には特にこの教育活動といふものが非常に重要な段階にありまします。アメリカのようにな状態にはまだ遠いものだ、かやうな考え方であります。

組合は運営されて行かなければならぬと思ふ。最近やもすると流行のやうに専従者々々と言つて、これは今まで会社から給料が出たからいいけれども、いよいよ出ないことになつたら、成るべくお互いにお互いのために困る仕事でありますから、時間を割いてやる。又その場合に工場主の方も、時間も、執務時間中であつても若干の場合の都合はして貰うというやうなことで、専従者という者は成るべくない方がいんだ。あるために組合の経費が非常に掛かつて来て、今後非常に困つたことになる。こういうふうな私には考へてゐるのですが、労働者としては、まあ専従者は止むを得ない。又今後この制度は或る程度はやはり助長して行かなければならぬものとお考へになつておるか。どういふふうにお考へですか。

○政府委員(賀来才二郎君) 基本の線におきましては、私共の考へ方は田村委員のお考へと同じであります。今まで少し多過ぎたという点は認めまします。又曾て原委員や或いは村尾委員が労働組合運動をおやりになりました頃には、こういう問題は思ひもよらないやうな状態であつて、而も当時強い組合ができておつたわけでありまします。我々もいたしましては田村委員の御主張のやうに希望をいたしておるのであります。

云々ありますが、田村さんの言葉の中におけるやうに、この労働時間中に、勤務時間中に使用者側と交渉する。時間云々ではなくて、組合の会議、組合それ自体の会議を、使用者側と合意の上で持つことにおいては、この法とは関係ないことですか。認められないことですか。

○政府委員(賀来才二郎君) ここに書いてありますのは、使用者と協議するといふときの例外だけであります。組合活動としてやります場合、これが対内活動でありまします。対外活動でありまします。これに對する費用は支拂つてはいかない。○村尾重雄君 それでは田村さんがおつしやつてゐるやうに、両者の合意の上で、僅かな時間において、対使用者側との交渉の前提となる合議なんかも、やはり絶対にいけないうことですか。

の自主的判断に任せていいと考えるの
であります。

「委員長退席、理事平野善治郎君
委員長席に著く」

○政府委員(實業才二郎君) 私の答弁
甚だ不十分でありましたためにお叱り
を受けて恐縮であります。私がお答
えしたのは個人の答弁ではないのであ
りまして、言葉が不足でありましたた
めに誤解を受けまして申しわけない
と思っておりますが、私の考えは只今勞
働大臣が申上げたと同じ考えでありま
すから、御了解を願います。

○原虎一君 了解いたしましたからよ
ろしくございます。

○理事(平野善治郎君) 二條について
外に御質疑がございませんか……。二
條について御質問がないようであら
いますから、繞いて三條に移りたいと思

います。三條に御質問はございませんか……それでは續いて四條の御審議をお願いいたします。

○村屋重雄君 四條の「地方公共団体の警察吏員及び消防吏員」ということについてありますが、例えば大都市、比較的大きい都市です、大きい都市における自治体警察等は先ず抜きにして、小都市における警察官、自治体における警察官及び特に消防吏員というものは御承知と存じますが、ほんの大都市だけが消防吏員として、いろいろの資格を備えておることであつ

て、消防に關係してある者と言へば、一般の吏員、一般の労働者と形体において少しも異なる身分保障において、その点において實際の事情から言つて未だ地方公務員法も作られておりませんし、地方におけるこの警察官とか、消防吏員といふものは、これから余計

たのみにして、例えに部長が出席しないし、タイピストや何ぞは無論入ら

てあります。伊しなから御指図のよう

に、さようなことを一々やつて参りま

さるだけ給費が掛からないようにして

すべきものだと思はれますが、どの

ようにお考えですか。

○政府委員(松崎芳雄) 警察吏員、消防

○理事(平野善治郎君) 外に御質問は

○田村文吉君 この五條でちよつとは

○政府委員(松崎芳雄) ちよつと御質

○田村文吉君 第五條では労働組合は

○政府委員(松崎芳雄) 労働組合とい

しなければ作つてはいかんというよう

な規定もありませんから、如何なる團

○田村文吉君 次に伺いますが、若し

○政府委員(松崎芳雄) できると考え

○田村文吉君 そういたしますと、國

○政府委員(松崎芳雄) その場合は、

○田村文吉君 そういたしますと、当

○田村文吉君 もう一つ伺います

○政府委員(松崎芳雄) 拒否するとい

○田村文吉君 もう一つ伺います

○政府委員(松崎芳雄) この第五條の

○田村文吉君 そういたしますと、

○政府委員(松崎芳雄) その場合は、

○田村文吉君 そういたしますと、

○政府委員(松崎芳雄) 現行法によ

○田村文吉君 そういたしますと、

○政府委員(松崎芳雄) 現行法によ

○田村文吉君 そういたしますと、

○政府委員(松崎芳雄) 現行法によ

○田村文吉君 そういたしますと、

○政府委員(松崎芳雄) 現行法によ

○田村文吉君 そういたしますと、

○政府委員(松崎芳雄) 現行法によ

○田村文吉君 そういたしますと、

○政府委員(松崎芳雄) 現行法によ

○田村文吉君 そういたしますと、

○政府委員(松崎芳雄) 現行法によ

○田村文吉君 そういたしますと、

際しまして、あらゆる角度からこれ

ための弊害の方のことをお考えになつ

と私は了解できない。この点はもう一

ないのであります、それは一に組合

消防吏員というものは、これから除外

○田村文吉君 直ちにでも、後でもい

○田村文吉君 直ちにでも、後でもい

○田村文吉君 直ちにでも、後でもい

○田村文吉君 直ちにでも、後でもい

○田村文吉君 直ちにでも、後でもい

○田村文吉君 直ちにでも、後でもい

○田村文吉君 直ちにでも、後でもい

○田村文吉君 直ちにでも、後でもい

○田村文吉君 直ちにでも、後でもい

○田村文吉君 直ちにでも、後でもい

○田村文吉君 直ちにでも、後でもい

○田村文吉君 直ちにでも、後でもい

○田村文吉君 直ちにでも、後でもい

○田村文吉君 直ちにでも、後でもい

○田村文吉君 直ちにでも、後でもい

○田村文吉君 直ちにでも、後でもい

○田村文吉君 直ちにでも、後でもい

○田村文吉君 直ちにでも、後でもい

○田村文吉君 直ちにでも、後でもい

○田村文吉君 直ちにでも、後でもい

○田村文吉君 直ちにでも、後でもい

○田村文吉君 直ちにでも、後でもい

○田村文吉君 直ちにでも、後でもい

○田村文吉君 直ちにでも、後でもい

○田村文吉君 直ちにでも、後でもい

○田村文吉君 直ちにでも、後でもい

○田村文吉君 直ちにでも、後でもい

○田村文吉君 直ちにでも、後でもい

○田村文吉君 直ちにでも、後でもい

○田村文吉君 直ちにでも、後でもい

○田村文吉君 直ちにでも、後でもい

○田村文吉君 直ちにでも、後でもい

○田村文吉君 直ちにでも、後でもい

○田村文吉君 直ちにでも、後でもい

○田村文吉君 直ちにでも、後でもい

○田村文吉君 直ちにでも、後でもい

○田村文吉君 直ちにでも、後でもい

○田村文吉君 直ちにでも、後でもい

○田村文吉君 直ちにでも、後でもい

○田村文吉君 直ちにでも、後でもい

常に議論になつたわけでありませう。我

との関係を規律するものである。これ

削除されたことによつて、これを理由

○政府委員(松崎芳雄) その点につき

た意味はどうしても領けない。それならば頭からこの第四の條項は入れる必要がないと思う。わざ／＼入れられて「信條」だけ除かれたというこの理由の解釈に非常に苦しむのですが、これは又この問題でも中野君あたりから御質問があると思ひますから、この問題は非常に私に理解することができないうことを申上げて一應何し置きませう。それから同じ五條の第七号ですが、組合員によつて委派された職業的に資格がある会計監査人による正確であることの証明書とともに、少くとも毎年一回組合員に公表されなければならぬという、この「職業的に資格がある会計監査人」というのは、いわゆる会計士ですか、会計士ですか。

○政府委員(松崎芳春) 現在におきましては会計士という名前でありまして併し現在公認会計士法というものが公布されておりました。二十五年の四月一日から施行になるということになつております。その際におきましては、公認会計士という名前になります。

○村屋重雄君 この点は、私は部分的に議論しようとは思ひません。組合の自主性に対する干渉であるとか、そういう点については全体的に意見を述べることにして、實際の問題として今日単位組合というものがあつたことは労働省においてはずで御承知のことと思ひますが、その大部分を占めておる組合というものは百人、又は百人以下の組合というものが非常に多いのであります。僅か五十人か百人の組合で、例へば今日計理士に一年間会計検査を願つて、その証明をして貰ふといふ

ことが、財政においてどれだけの負担があるか。私は計理士の証明を貰ふといふ行き方は非常に財政上において大きな負担になると思ふ。その点について、實際これを行うについて非常に障礙のあることを、労働組合の代表を御承知なら分ると思ひますが、こういうことを入れられた趣旨が解し難い。例へば改正的には衆議院において修正意見として或る派から出たと思ひますが、公正なる会計監査人即ち組合員が信任する人によつて監査されることで事足るのではないですか。

○政府委員(松崎芳春) この第五條、第二項、第七号につきましては、いわゆる労働者試験案のときには、外部の公正なる会計士とありましたが、各地で公認会計士を開設した際に、極東委員会十六原則には「外部の」という文句はないのだから、極東委員会の十六原則にしろという非常な反対がありまして、この点から、極東委員会の十六原則通りたこに變更したわけでありまして、即ち「職業的に資格がある」といふふうに変更したわけでありまして、それから今の小さな組合において、公認会計士或いは計理士というものを雇う場合、財政はどうであるかという問題であります。これは我々といひましたし、小さな組合でも一人の会計士を委嘱するとか、或いは上部団体におきまして会計検査をして歩くという方法を取られるといふことは非常にいいことと思つております。これは又労働教育といふ面におきまして、大いにこういうふうに進進して行かなければならぬと思つております。

○村屋重雄君 私はこの問題は、組合の自主性を主張されておるこの法の精神から言つても、これは組合の会計に對して干渉することであると思ふ。これは十分了解することができないのであります。

○門屋盛一君 この問題は大きな問題になるのですが、政府委員に伺いたいと思ふのは、労働組合の場合には会計士で監査せよといふことは、まあこのやうなことは自體はいいのですが、私のお尋ねしたいことは会計士の数でですね。これをやり得るだけの数があるのかないのかといふこと、非常に今の会計士といふものが高い金を取つておる実情を御存じであるかどうかといふこと、まあその方は技術的な問題になるのですが、私のお尋ねしたいことは、同様なことが経営者側にも何か法的にそれだけのことが負わしてあるか。経営者側の経理監査といふものに対しては、これは取締役から監査役の承認を得て、株主總會の承認を得ればよいといふことになる。今日労働者が非常に苦境に陥り、苦しい状態に陥るといふことは、一面においては経営者の経理が非常に紊亂しておるといふことが、非常に大きな原因をなしておる。これに対しては法的な措置を取らずして、労働組合の健全な発展のためにはこういうことが必要であるけれども、その時期はどうか。経過規定も何もないので、それから……それから一番大事なこと、経営者に対しては同様のことが他の法律で取られておるかどうか。さもなくば非常に労働組合は何か泥濘するやうに見て、経営者は誠にもう完全なものでないに政府は見えておる。これは一番最後の質問です。労働組合には大分不都合があるといふけれども、経営者の方にそういう不都合はないと見ておるのであります。

○政府委員(松崎芳春) その点につきましても公認会計士乃至衆議院におきまして……

○門屋盛一君 公認会計士の意見を聞いておるのじやない、政府の意見を聞いておるのです。

○政府委員(松崎芳春) はあ、経営者の会計監査につきましては、我々の立場といたしましては労働協約の面で行くべき問題であらう。法律的に行きますれば商法の問題として考えております。現在見聞いたしますところによりますと、商法の改正は、やはりこの労働組合法が労働組合に対して会計監査の非常な厳正な事項を要求しておると同様な方向に進みつつあるといふことを聞いております。

○門屋盛一君 だからそれが時間的の問題で、商法の改正が行われて、はつきり規定されたときに、こういう厄介なことをさしてもいいじやないですか。今組合はこの組合法の改正によつて、最前問題になつておる専従職員等の問題は、恐らく私は組合員千名以下の組合は運営困難に陥ると思ひます。又こういうことをやつたならば労働省、つまり組合を保護する立場の労働者の考としては、大臣は驚つておるから、政務次官はおるのだが、政務次官に聞くよりも却つて当該局長の方がいいのだと思ひますがね。これは一体労働組合を言葉の上では助長するとか、何とか言つておるけれども、これは助長され得ないやうなことになるてしまひはしないか。一般の國情から推して、経営者の方にこういう規定ができたから、労働組合はこうしなればならぬといふうらなひが、弱い方

の労働組合を抑え付けてしまつて、経営者の方は改正せられるやに聞き及ぶといふことを労働省の当該局長がそのまゝ出していだろうか。どうか自己反省して貰ひたい。

○政府委員(松崎芳春) 今の御質問につきましましては、会社というものは労働組合の方の關係におきましては使用者という立場になります。会社自体はやはり純利益団体として存するものでありまして、それについての会計検査といふ問題を嚴重に要求されるということとはそれは我々としても望むところでありまして、労働關係自体において経理の嚴重な会計検査といふ問題を取上げるというのはいやや範圍を逸脱するのではなからうかといふふうに考えております。組合は金儲けの團體では全然ないのであります。それが各組合員の零細な組合費を持ち寄つて、そして組織的な活動を行うといふ場合に、労働者の生活権を守るのでありますから、これの会計監査を厳しにしなければならぬといふのは必要であり、殊に極東委員会の十六原則の第十六番目に明瞭にこの点を語つてあるものであります。これはどうしても民主的な、自主的な責任性のある労働組合といひましたし、誰かざるを得ないと我々考へておる次第であります。

○門屋盛一君 これは座つておつて話すやうなわけに行かなくなつた。それは会社は利益主義のものである、組合は公共性のものである、併し労働組合の對象になつておるのは資本家の方になつておる、使用者の方になつておる、そこで中間に立つておる、而も政府の機關であるところの労働省によつては会社の場合はどうでもいい、労働

者の方にそういう不都合はないと見ておるのであります。

○政府委員(松崎芳春) その点につきましても公認会計士乃至衆議院におきまして……

○門屋盛一君 公認会計士の意見を聞いておるのじやない、政府の意見を聞いておるのです。

○政府委員(松崎芳春) はあ、経営者の会計監査につきましては、我々の立場といたしましては労働協約の面で行くべき問題であらう。法律的に行きますれば商法の問題として考えております。現在見聞いたしますところによりますと、商法の改正は、やはりこの労働組合法が労働組合に対して会計監査の非常な厳正な事項を要求しておると同様な方向に進みつつあるといふことを聞いております。

願つて、その証明をして貰うという
○村屋重雄君 私はこの問題は、組合
大分不都合があるというけれども、経
府の機関であるところの労働省によつ
ては会社の場合はどうでもいい、労働

組合の方だけ十六原則によつてやつて
行くという規定では、日本の労働組合
につきましても、今の労働省の意見で
は健全な発展はでき得ない、特にあな
たの根本観念、考え方は違つておる。
最初私の質問にあるような労働者が現
実非常に困難に陥る、現在の大半のも
のは賃金不拂、首切られると、使用者
は儲けるだけ儲けて、そのときにおい
て儲けたその金によつて労働者の積立
金というものを何にもしてない、儲か
るときは資本家は取つてしまつて、損
するようになつて来ると労働者に拂う
というようになつて来ると労働者に拂
うといふことはできないといふこと
になつて来るものであります。苦勞
し、苦い経験をするものは労働者だけ
になつておる。こういう思想の中に
いて、このことは労働省の關係にやな
い。それは商工省の關係なり、他の關
係になるのであります。あなたで
お答えができません、お隣の検
務長官において、お答えできません
は、一般國民に思ふように働けるよ
うにならなくてはならない。だ
から時間的にこつこつとを言える、
これは労働組合に重圧を加えること
になりはしないか、見方としては労働組
合は不都合があつてはいけなから嚴
正公平でやらして、経営者の方が不正
があつても不都合があつてもいいとい
うお考えであるのか、私は労働省だか
ら知らんといふことはいいけない、その
ことをやらなければ駄目だ……

○田村文吉君 議事進行について。
如何でしょうか、この辺で大臣も退席
されておりますからお話を食べてか
ら……

つと言いがかりですから、最前から御
答弁伺いますと、松崎政府委員は相当
法律屋らしくて、法律によつてこ
うだと言つて突つて来る癖がある。
これではいけません。大体あなたは労働
省の側で、日本の労働組合の発達とい
うのは終戦前はなかつた、終戦前は勞
働組合を抑えて付けたから、時間的
に余程考へて行かなければ、それは社
会情勢といふものを考へなければ、出
した以上はこれを通したいのは精一杯
だから、そういう答弁になるのはしよ
うがない、通したいならば、もう少し
親切にやつて貰いたい。あたしはあん
たの顔を見たらそう言いたくなつたの
であります。昨日から答弁が不親切で
あります。

○理事(平野善治郎君) 只今田村委員
からこの辺で休憩をいたして、又後刻
大臣も出ることであるから、そのとき
御質問を続けたいと、こつこつと動議が
あります。

○門屋盛一君 僕の問題だけは大臣を
要求しておるのじやない。ここで問題
が決まるならば、ここで打切ること
にするならば、それこそ議事進行にはな
らないのじやないか。

○厚虎一君 議事進行の進行で、質問
継続中に動議を取上げたものでは困る、
他の委員も御存じの通りで、却つてそ
れが休憩することなく長くせしめるこ
とが多い、御意見に反対ではないので
ありますけれども、まだ質問をここに
やつておる發言中にされまうと、これ
は發言しておる人も委員も余り氣持が
よくないのであります。それは議事進
行にならぬと思ひます。一體折角今動
議が出ておるのでありますから、そう
いふ点は委員長が、これは田村委員の

御意思を惡意に解するといけなないので
あります、委員長は動議が出ておつ
ても、發言中ですから待つて下さいとい
つて、發言が済んでからやつてい
いものであります。そこでこの問題は
継続して休憩されるようにして頂きた
いと思ひます。門屋委員の質問は打切
つたのでなしに、継続して聞くものと
して御休憩を願つた方がよいと思ひま
す。(賛成と呼ぶ者あり)

○政府委員(松崎芳雄) 門屋委員から
非常にお叱りを受けたのであります
が、(基本観念が違つておる)と呼ぶ
者あり)その問題につきましては、結
局我々もいたしましては、労働教育の
面におきまして、單に労働組合と労働
者といふものでなしに、使用者、経営
者の教育、特に労働問題に対して使用
者、経営者が大いに関心をもち、且つ
適正な労働關係といふものを促進して
行くように大いに今後、從來やや
の点において欠けるところがあつたよ
うに思ひますが、今後は大いにその点
に力を入れてやつて行きたいと思つて
おります。私の答弁につきましても非常
に何であつたか、今後は大いに氣
を付けて、十分御納得の行くよう
に答弁をいたす次第であります。

○門屋盛一君 一番大事なことは、そ
の労働法を立案するのであるから、使
用者側の商法なんかもそのことを考へ
ることは行過ぎであるといふような考
えをお持ちになつておるのか。私はこ
れは行過ぎではないと思ふ。そこま
で置いて労働法を立法して貰わな
かつたら、労働者のことを考へた立法
はできないと思ふことが一点、数字
的問題で、これだけのことをやつ
て、日本の労働組合数と會計士の数と
を考へになつたことがあるか、こ
ういふことが問題になるので、時間
を休めるのなら午後後に続けてもよい

が、できるならば極めて質問できるな
ら……

○政府委員(松崎芳雄) 経営者の會計
監査の問題については、商法でやるの
だから我々は知らんといふような態度
は毛頭持つておりません。(さつきは
そういうたのた)と呼ぶ者あり)若しそ
ういふふなことを言つたのでした
ら、言葉が非常に足りなかつたとい
ふ点を陳謝して置きます。會計士の数は
昨年の六月末であります、本年の三
月末であります、ちよつとその期限
を過ぎましたが、約二万五千人程と
いう大體省の統計が出ております。

○門屋盛一君 その會計士の分布状態
から考へて、日本の労働組合にこの法
律を行つた場合、會計士だつて賃判
を押すわけに行かないから、實際問題
として運営できるかできないかとい
うことを考へたにやつたことがあるか。
考へておれば、分布状態がどうなつて
おるかといふこと、一人の會計士で
どれだけの労働組合が使えるといふこ
とがあるわけなんだから、そういうこ
とはないでしよう。

○政府委員(松崎芳雄) さつきもちよ
つと御答弁いたしましたのであります、
小さい組合が全國に非常に沢山ある。
その組合が一つ／＼一人の會計士を持
つといふことは、これは言うべくして
不可能だろつと思ひます。であります
から、各組合がフェデレーションを作
る、或いは大體各單位組合は上部組織
に加入しておりますから、その上部組
織におきまして、公認會計士を一人雇
つて、それが各傘下の單位組合の會計
監査をするといふような方向をとるよ
うにと我々は指導する予定でおりま
す。

○理事(平野善治郎君) 午前の質疑
を、これで休憩にしたいと思ひます

が、御異議ありませんか。
○理事(平野善治郎君) それでは休憩
いたします。

午後二時五分開会
午後二時五分休憩
午後二時五分開会
○委員長(山田節男君) 午前に引續き
開会いたします。速記を止めて下さ
い。

午後二時六分速記中止
午後四時五十九分速記開始
○委員長(山田節男君) 速記を始め
下さい。それでは今日はこの程度にて
散会いたします。

午後五時散会
出席者は左の通り
委員長 山田 節男君
理事 一松 政二君
委員 平野善治郎君
早川 慎一君
原 虎一君
村尾 重雄君
岡田喜久治君
門屋 盛一君
竹下 豐次君
田村 文吉君
中野 重治君
田口政五郎君
國務大臣 鈴木 正文君
労働大臣 賀來才二郎君
政府委員 實來才二郎君
(労働局長) 松崎 芳君
(労働事務官) 高橋 一郎君
(労働事務官) 石黒 拓爾君
(労働事務官) 規 課 勤務

昭和二十四年六月六日印刷

昭和二十四年六月七日發行

參議院事務局

印刷者 印刷局